

利用料は所得に応じて1割 2割 3割負担となります。

(1) 介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援Ⅰ	17,980円(1月につき)	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者 要支援Ⅱ	36,210円(1月につき)	3,621円	7,242円	10,863円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	基本利用料		加 算 額		
			利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	事業対象者 要支援Ⅰ 1	880円	88円	176円	264円
	事業対象者 要支援Ⅰ 2	1,760円	176円	352円	528円
介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	別加算率 (9.2%)		(1割)	(2割)	(3割)
科学的介護推進加算	400円(月単位)		40円	80円	120円